

# 日新火災みつわ会東京支部規約

平成 26 年 4 月 1 日改定

## 第 1 条 (名称)

当支部は日新火災みつわ会東京支部と称する。

## 第 2 条 (事務所の所在地)

当支部の事務所は日新火災海上保険株式会社の本店内におく。

## 第 3 条 (役員)

当支部に次の役員をおく。

- |         |        |       |
|---------|--------|-------|
| 1. 執行役員 | ① 支部長  | 1 名   |
|         | ② 副支部長 | 3 名以内 |
|         | ③ 常任幹事 | 5 名以内 |
|         | ④ 幹事   | 若干名   |
|         | ⑤ 事務局長 | 1 名   |
| 2. 監査役員 | 会計監事   | 2 名   |

## 第 4 条 (会議)

1. 当支部に次の会議をおく。

- ① 支部総会
- ② 常任幹事会
- ③ 幹事会

2. 会計監事は、第 1 項の会議に出席して意見を述べることができる。

ただし、議決には参加しない。

## 第 5 条 (常任幹事会)

常任幹事会は、支部長、副支部長および常任幹事をもって構成し、日常会務の執行について協議する。

## 第 6 条 (会費)

1. 支部会費は年額 2,000 円とする。ただし、4 月 1 日現在満 80 歳以上の会員については、これを免除する。
2. 支部会費を年度内 (3 月 31 日まで) に納入しなかった会員は、支部会員としての権利を停止する。ただし、次年度以降において未納分も含め全額納入した場合は、その時点以降その権利を回復する。

## 第 7 条 (長寿祝)

1. 会員が次の慶事を迎えたときは、それぞれ長寿祝いとして記念品を贈呈する。

- イ. 古希 (満 70 歳) 10,000 円
- ロ. 喜寿 (満 77 歳) 10,000 円
- ハ. 米寿 (満 88 歳) 10,000 円

2. 前項の贈呈対象者は、当該慶事年度において支部会員としての期間を 5 年以上 (慶事該当年度を含む) 有す者とする。

## 第8条（規約の変更）

本規約の変更は支部総会の決議によって行う。

## 第9条（本部規約の準用）

本規約に規定のない事項は、日新火災みつわ会規約（本部規約）の定めるところによる。

## 第10条（実施日）

本規約は、平成26年4月1日より実施する。

(平成元年10月15日制定)      (平成8年4月1日改定)      (平成14年4月1日改定)  
(平成15年4月1日改定)      (平成17年4月19日改定)      (平成20年4月25日改定)  
(平成22年5月1日改定)      (平成26年4月1日改定)

# 日新火災みつわ会東京支部規約 「細 則」

平成22年 5月1日改定

### 1. 事務局長

事務局長は、副支部長および常任幹事の中から支部長が委嘱する。

### 2. 会計監事の期中欠員の補充

期の途中において、会計監事に欠員が生じたときは幹事会が後任を任命し、次の支部総会において追認を求めることとする。ただし、任期は前任者の任期満了日までとする。

### 3. 役員の交通費およびその他の経費

役員が会務遂行のために要する、次の交通費および経費は、原則として実費を支給する。

- ① 幹事会および常任幹事会に出席するための交通費
- ② 会計監事が監査のために要する交通費
- ③ 会員の慶弔などに関し、支部を代表して出席する場合の交通費
- ⑤ その他、幹事会または常任幹事会において、特に必要と認められた経費

### 4. 会費の徴収

支部会費の徴収は、毎年7月から9月の間に行う。

なお、1月1日以降に入会した者については、その年度の会費は免除する。

(平成元年10月15日制定)      (平成9年6月9日改定)      (平成17年4月19日改定)  
(平成20年4月25日改定)      (平成22年5月1日改定)

## 附則 長寿祝に関する経過措置（平成26年4月1日改定）

規約第7条（長寿祝）第2項に定める対象者は、平成26年4月1日以降の支部会員とし、それより前の支部会員に対しては適用しない。